(二)　都市計画法の特例について、法第四二条第四項から第六項までの規定による必要な技術的読替えを定めることとした。（第七条～第九条関係）

(三)　災害復旧事業等に係る工事の国等による代行

(1)　漁港漁場整備法の特例（第一〇条～第一二条関係）

イ　農林水産大臣は、法第四三条第一項の規定により特定災害復旧等漁港事業を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないこととした。

ロ　農林水産大臣が、被災都道府県に代わって行う権限を定めることとした。

ハ　法第四三条第二項の都道府県が同条第四項の規定により同条第二項の被災市町村に代わってその権限を行う場合について規定することとした。

(2)　砂防法の特例（第一三条～第一五条関係）

イ　国土交通大臣は、法第四四条第一項の規定により特定災害復旧等砂防工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならないこととした。

ロ　国土交通大臣が特定災害復旧等砂防工事を施行する場合において、被災都道府県の知事に代わって行う権限を定めることとした。

ハ　国土交通大臣は、被災都道府県の知事に代わってロに掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県の知事に通知しなければならないこととした。

ニ　特定災害復旧等砂防工事に要する費用の負担について定めることとした。

ホ　イ及びハに掲げる国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができることとした。

(3)　港湾法の特例（第一六条関係）

特定災害復旧等港湾工事に要する費用の負担について定めることとした。

(4)　道路法の特例（第一七条～第二〇条関係）

イ　国土交通大臣は、法第四六条第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を告示しなければならないこととした。

ロ　国土交通大臣が特定災害復旧等道路工事を施行する場合において、被災地方公共団体に代わって行う権限を定めることとした。

ハ　国土交通大臣は、被災地方公共団体に代わってロに掲げる権限の一部を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴くとともに、ロに掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならないこととした。

ニ　法第四六条第二項の都道府県が同条第四項の規定により同条第二項の被災市町村に代わってその権限を行う場合について規定することとした。

ホ　特定災害復旧等道路工事に要する費用の負担について定めることとした。

(5)　海岸法の特例（第二一条～第二五条関係）

イ　主務大臣（海岸法（昭和三一年法律第一〇一号）第四〇条に規定する主務大臣をいう。ロ、ハ及びヘにおいて同じ。）は、法第四八条第一項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないこととした。

ロ　主務大臣が特定災害復旧等海岸工事を施行する場合において、海岸管理被災地方公共団体の長等に代わって行う権限を定めることとした。

ハ　主務大臣は、海岸管理被災地方公共団体の長等に代わってロに掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団体の長等に通知しなければならないこととした。

ニ　法第四八条第二項の都道府県が同条第四項の規定により同条第二項の海岸管理被災市町村の長等に代わってその権限を行う場合について規定することとした。

ホ　特定災害復旧等海岸工事に要する費用の負担について定めることとした。

ヘ　法第四八条第三項並びにイ及びハに掲げる主務大臣の権限の一部は、地方支分部局の長に委任することとした。

(6)　地すべり等防止法の特例（第二六条～第二九条関係）

イ　主務大臣（地すべり等防止法（昭和三三年法律第三〇号）第五一条第一項に規定する主務大臣を言う。ロ、ハ及びホにおいて同じ。）は、法第四九条第一項の規定により特定災害復旧等地すべり防止工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならないこととした。

ロ　主務大臣が特定災害復旧等地すべり防止工事を施行する場合において、被災都道府県の知事に代わって行う権限について定めることとした。

ハ　主務大臣は、被災都道府県の知事に代わってロに掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県の知事に通知しなければならないこととした。

ニ　特定災害復旧等地すべり防止工事に要する費用の負担について定めることとした。

ホ　法第四九条第二項並びにイ及びハに掲げる主務大臣の権限は、地方支分部局の長に委任することとした。

(7)　下水道法の特例（第三〇条関係）

イ　法第五〇条第一項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧下水道工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないこととした。

ロ　法第五〇条第一項の都道府県が特定災害復旧等下水道工事を施行する場合において、被災市町村に代わって行う権限について定めることとした。

ハ　法第五〇条第一項の都道府県は、被災市町村に代わってロに掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災市町村に通知しなければならないこととした。

(8)　河川法の特例（第三一条～第三四条関係）

イ　国土交通大臣は、法第五〇条第一項の規定により特定災害復旧河川等工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公示しなければならないこととした。

ロ　国土交通大臣が特定災害復旧等河川工事を施行する場合において、被災地方公共団体の長に代わって行う権限について定めることとした。

ハ　国土交通大臣は、被災地方公共団体の長に代わってロに掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体の長に通知しなければならないこととした。

ニ　法第五〇条第二項の都道府県の知事が特定災害復旧等河川工事に要する費用の負担について定めることとした。

ホ　特定災害復旧等河川工事に要する費用の負担について定めることとした。

ヘ　法第五一条第三項並びにイ及びハに掲げる国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することとした。

(9)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例（第三五条～第三八条関係）

イ　国土交通大臣は、法第五二条第一項の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事を行う区域及び工事の開始の日を公示しなければならないこととした。